

姫路赤十字看護専門学校における
感染予防のための標準的対策
(基本編)

令和 2 年 5 月 17 日

姫路赤十字看護専門学校

1. はじめに

兵庫県は令和2年5月16日の知事会見により、翌17日に緊急事態措置としての専門学校に対する休校要請の解除を行うことを表明した。今後は国や県のガイドライン・要請等に従いつつ、また、感染拡大のリスクを極力抑えながら、教育活動を再開し、平常化を目指すことになる。

新型コロナウイルスが撲滅されたわけではなく、ワクチンや治療薬も開発されていないことから、姫路赤十字看護専門学校では現状をウイズコロナの時代と捉え、構成員が一丸となって対策を行っていく必要があると考える。

学生・教職員等構成員の突発的な感染の発生リスクは受け入れ、感染者発生に対し強靱な組織構築を目指す。具体的には、感染防止対策の徹底を図るとともに、感染者からの濃厚接触者発生を抑え、学校内におけるクラスター形成を阻止することを主眼にした対策を行っていく。

そこで、以下に姫路赤十字看護専門学校としての標準的な対策(基本編)を記し、徹底した対応や周知を図る。

2. 共通する基本的事項

2-1. リスクの推定と評価

学校における活動は幅広く、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、学生や教職員等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討することが重要となる。

そのための第一歩として、接触および飛沫感染のリスクが高い場所を認識する必要があり、以下の項目について、各自で確認を行っていく。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を調査し、頻度の推定をする。

高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、トイレの便座、便座のふた、トイレトペーパーのふたや水洗レバーなど)には特に注意する。

② 飛沫感染のリスク評価

人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。また、部屋の換気能力の把握や、設計当初の性能が発揮されているかの確認も重要なポイントとなる。

【参考】 新型コロナウイルスの環境や物質表面における生存時間

- ☐ エアロゾル(空気中に漂う微粒子)中では3時間以上
- ☐ 銅の表面では4時間まで
- ☐ 厚紙(段ボール)の表面では24時間後まで

- ステンレススチール表面では 48 時間後まで
- プラスチック表面では 72 時間後まで感染力を維持

2-2. 濃厚接触者発生の回避のための基本的な考え方

濃厚接触者の定義は、国立感染症研究所が定めており、感染確定者の発症日の 2 日前から接触した者で、以下の条件を満たす者となっている。

- ① 感染確定者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ② 適切な感染防護無しに感染確定者を診察、看護若しくは介護していた者
- ③ 感染確定者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④ その他: 手で触れることの出来る距離(目安として 1 メートル)で、必要な感染予防策なしで、感染確定者と 15 分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

これらの条件から、学校内における濃厚接触のリンクを断ち切るためには、④その他の項目に注目し、それに対する対策を行うことが肝要となる。すなわち、適切な防護具を装着し、手の触れる範囲内での接触時間を極力短くする工夫が有効であると考えられる。

そこで、以下の対策の実施を行う。特に、拭き取り清掃に関しては、清掃業者への対応依頼だけでなく、構成員全員の協力が不可欠であり、始業(授業)前後の自身のデスク(机)等の拭き取り清掃の習慣化に努めていく。

① キャンパス建物内におけるマスク着用の義務化

- ・ 建物内ではマスクを必ず着用する。
- ・ 建物外でも、熱中症に留意しながら、マスクを着用する。特に人と接する(会話、接近等)際には、お互いが必ずマスクを着用する。
- ・ 学生は、各自マスクを準備することが原則である。臨地実習時はサージカルマスクを着用する。
- ・

② 3密(密集、密閉、密接)の回避

- ・ 対人距離2m(最小1m)の確保に努める。
- ・ 教室や会議室での定員の制限、座席配置の工夫等を行う。
- ・ 部屋の換気(複数の窓の開放、ドアの開放等)に努める。

③ 体調不良の場合

- ・ セルフチェック表を記入し、該当項目がある場合は、登校を控えることを徹底する。
- ・ 登校を控えた場合は学校に連絡をする。
- ・ 登校を控えた場合には健康状態に留意し、懸念のある場合は学校に連絡するとともに、「帰国者・接触者相談センター」に連絡し指示を仰ぐ。

④ 消毒

- ・ 建物の入り口や動線の要所に消毒剤を配備する。
なお、消毒剤は当面の備蓄は確保してあるが、スプレーボトルが入手困難であるため、効率的に配備する。
- ・ 2-1で調査した複数の人が触れる場所を適宜拭き取り消毒する。
- ・ 事務窓口等、対面業務がある場所には、窓口のガラスを一部開放して対応し遮蔽を設ける。

⑤ 食事

- ・ キャンパス内での食事の際は、席間を離し、対面での食事をしない。
- ・ 食事中は会話しないよう周知する。
- ・ 分散して昼食ができるよう配慮する。

⑥ トイレ

- ・ トイレを媒介した感染の拡散が多く報告されているため要注意のポイントとなる。
- ・ 便器内は通常通りの清掃でよい。
- ・ ドアノブ、便座、便座のふた、水洗レバー、トイレトペーパーのふた等は清潔に気をつける必要がある。
- ・ 消毒の体制が整うまでの間、トイレ使用後は手が顔に触れないよう注意し、速やかに石鹸で手洗いをする。
- ・ トイレのふたを閉めてから汚物を流すよう、掲示する。
- ・ ハンドドライヤーは止め、共用タオルは禁止する。

⑦ 休憩スペース

- ・ 座席の配置や間引きで一度に休憩する人数を制限し、対面での飲食・会話を禁止する。
- ・ 共用する物品(テーブル、椅子等)の定期的な拭き取り消毒体制をつくる。

⑧ ごみの廃棄

- ・ 鼻水や唾液がついたごみは、ビニール袋に入れ密封して廃棄する。
- ・ ごみを回収する場合は、マスクや手袋の装着を徹底する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸で手洗いをする。